省　令

○外務省令第十二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第三項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十六日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち、同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものを」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「申請者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のもの」に改める。

別表第二中「写真付き住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の施行の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の別表第二の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

告　示

○国家公安委員会告示第十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　谷本　欣也

㈡　変更後の代表者の氏名　亀森　敏宏

二　変更を行った年月日　平成二十七年五月二十七日

○国家公安委員会告示第十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人栃木県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　公益財団法人栃木県暴力追放県民センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　小室　正敏

㈡　変更後の代表者の氏名　橋本源一郎

二　変更を行った年月日　平成二十七年五月二十九日

○国家公安委員会告示第十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　原　哲也

㈡　変更後の代表者の氏名　藤原　孝

二　変更を行った年月日　平成二十七年六月十日

○法務省告示第三百八十号

名古屋市中村区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年七月十六日

法務大臣　上川　陽子

名古屋市中村区則武本通一丁目二十番地

武村　宗平

○法務省告示第三百八十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年七月十六日

法務大臣　上川　陽子

住所　さいたま市大宮区寿能町１丁目31番地

グエン・ティ・キム・チー　昭和35年８月19日生

住所　東京都江東区南砂２丁目３番３－1431号

グエン・ミンフェ　昭和51年６月17日生

住所　静岡市葵区三番町９番地５

グェン・ティ・ホン・マイ　昭和49年８月14日生

住所　香川県高松市香南町西庄1143番地７

アズハリ・マジード　昭和44年８月21日生

住所　大阪府箕面市坊島４丁目６番15－602号

サガラエヴァ・タチアナ・ユーリエヴナ　昭和57年３月16日生

住所　東京都渋谷区代々木５丁目52番４号

楊松子　昭和４年１月19日生

楊俊誠　昭和29年２月８日生

住所　東京都北区浮間２丁目27番21号

楊俊治　昭和36年２月６日生

住所　川崎市高津区新作３丁目14番７－508号

邱光友　昭和21年11月14日生

邱瑞子　昭和26年１月４日生

邱祥世　昭和53年３月２日生

住所　東京都杉並区阿佐谷南１丁目12番５－305号

盧惠子　昭和20年７月23日生

住所　千葉市美浜区打瀬３丁目13番地１

ン・マン・ワイ・ジュリア　昭和47年12月10日生

住所　東京都江東区大島８丁目12番20－1007号

孫文姫　昭和17年12月３日生

住所　東京都世田谷区八幡山２丁目20番22号

ジンナイ・ガルジェイ　平成10年11月16日生

住所　東京都世田谷区八幡山２丁目20番22号

ジンナイ・ミカ　平成17年11月11日生

住所　福島市南沢又字柳清水14番地４

𣘺美冬　昭和54年11月８日生

住所　福島市瀬上町字谷地９番地３

𣘺隆　昭和63年12月30日生

住所　群馬県前橋市南橘町９番地

クリスチャン・パウロ・フロランテ・セザール

平成８年８月20日生

住所　富山市五福4162番地２

夏天恩　平成５年11月６日生

住所　山口県下関市王喜本町１丁目７番９号

姜信夫　昭和37年３月11日生

金幸子　昭和39年３月５日生

姜和恵　平成３年３月３日生

姜元博　平成８年８月19日生

姜良明　平成11年５月24日生

住所　名古屋市中区新栄１丁目32番22号

姜知明　平成５年２月23日生

住所　千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目５番１号

カンムル・ハサン・プヤン　昭和45年８月25日生

ウンメ・アイマ　平成22年４月19日生

ウンメ・アリシャ　平成26年８月４日生

住所　大阪市東成区中本５丁目27番13号

姜英美　昭和55年11月14日生